

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本生理人類学会（以下「本会」という。）とし、英語名を **Japan Society of Physiological Anthropology** とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員相互の協力によって、生理人類学に関する研究を促進し、斯学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会等の開催
- (2) 生理人類学に関する情報の提供
- (3) 研究部会等による研究活動
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 所定の手続きを経て入会した個人。
- (2) 名誉会員 本会の発展に特に寄与した70歳以上の正会員の中から、理事会の決議により承認された者。
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を後援する個人または団体。
- (4) 海外会員 海外に居住し、所定の手続きを経て入会した個人。
- (5) 学生会員 所定の手続きを経て入会した学部および大学院修士課程等の学生、およびその他研究生等の個人。

2 この法人の社員は、概ね正会員6人の中から1人の割合をもって選出される代議員をも

って一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規程は理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。
- 5 理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度実施することとし、代議員の任期は、選挙後最初の定時総会の終了後から就任し、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（一般法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。
- 7 正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本学会に対して行使することができる。
 - (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 一般法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 一般法人法第51条第4項及び52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（入会）

第6条 本会の正会員、賛助会員、海外会員及び学生会員になろうとする者は、所定の用紙に必要事項を記入し、本会事務局に申し込んだうえで、理事会の承認を得なければならない。

（入会金及び年会費）

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を支払わなければならない。

2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(退会)

第 8 条 会員は、退会届を事務局に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし会費の未納がある場合は未納額の全額を納入しなければならない。

2 学生会員として認められた期間を経過した学生会員で延長の届出を行わない場合は自動的に退会とする。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。除名者の再入会は認めない。

- (1) 本会の名誉を著しく傷つける行為を行った場合。
- (2) 本会の目的を明らかに著しく損なう行為を行った場合。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の年会費の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 代議員の全員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡又は失踪宣言を受けたとき、又は解散したとき。

第 4 章 会友

(会友)

第 11 条 本会に、会員とは別に会友を置く。

2 会友については、理事会において別に定める規程による。

第 5 章 総会

(構成)

第 12 条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 14 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の 5 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議決権）

第 16 条 総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

（決議）

第 17 条 総会の決議は、議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 代議員は、代理人によってその議決権を行使することができる。

4 代議員は、書面による議決権の行使ができる。

5 代理人及び書面により議決権を行使した者は、総会の出席者として取り扱う。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び総会に出席した代議員より選出された議事録署名人 1 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 19 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 30 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とする。

3 理事のうち 2 名以内を副会長とする。

4 第 2 項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等以内の親族その他特別の関係のある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(責任免除)

第 25 条 本会は、役員一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 26 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 32 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置きするとともに、定款、

会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の分配禁止)

第 35 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 37 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 38 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 39 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。